

支部ニュース

2018年10月 No.539

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●沖縄県知事選

※2018年9月30日沖縄県知事選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・佐々木洪平 1

※沖縄の負担を減らす責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・早田由布子 2

●新宿区 公園利用規制問題

※新宿区の公園使用規制問題について、この間のとりくみ・・・・・・・・・・金田健太郎 2

※新宿区議会傍聴記～デモ出発地としての区立公園の利用規制について～・・・・・・・・平井 哲史 3

●CAD科再任用拒否事件 解決の報告

・・・・・・・・・・・・・・・・・・平 和元 7

●今市事件の控訴審判決

・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 雅 8

●あすわか改憲4項目チラシ活用をお願い

・・・・・・・・・・・・・・・・・・早田由布子 9

●はじめまして～新入団員自己紹介

・・・・・・・・・・・・・・・・・・下里 大介 10

●9月幹事会決議

※沖縄県知事選挙での玉城デニー候補の当選のため全力で支援する決議・・・・・・・・・・11

※オスプレイの米軍横田基地への正式配備に抗議する・・・・・・・・・・・・・・・・12

●9月幹事会報告

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13



沖縄県知事選挙

2018年9月30日沖縄県知事選挙

ひめしゃら法律事務所 佐々木洪平

翁長雄志前知事が今年8月8日に急逝したことに伴い、今年11月に行われる予定であった沖縄県知事選挙が繰り上がり、9月30日に投票が行われた。その結果、立憲民主・国民民主・共産・自由・社民・沖縄社会大衆党が支援する前衆院議員の玉城デニー氏（オール沖縄候補）が、安倍政権が全面支援する前宜野湾市長の佐喜真淳氏（自民・公明・維新・希望推薦）を破り、39万6632票（得票率55.1%）を獲得して初当選した。対する佐喜真氏は31万6458票（得票率43.9%）だった。投票率は63.24%だった。沖縄県民が、安倍政権が推し進める辺野古新基地建設に対してノーを突きつける結果となった。

今回の県知事選挙では、普天間飛行場返還ならびに名護市辺野古への新基地建設をめぐるこれまでの国と沖縄県の争いが主要な争点となり、そのほかに県内の経済振興策も争点化され、玉城氏と佐喜真氏の事実上の一騎打ちとされた。玉城氏は、「翁長雄志前知事の遺志をしっかりと継ぐ」として、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の返還・閉鎖を政府に強く求めていくと主張した。経済振興策の点では、最低賃金の上昇、中小企業の支援、切れ目のない子育て支援体制などを主張し、その財源には政治に左右されない沖縄の自立型経済によって得ると主張した。他方、佐喜真氏は、普天間飛行場の一日でも早い返還を求めているものの、安倍政権の支援を得ていることから辺野古新基地の是非については明言してこなかった。経済の点では、政府との協調関係を前提とした補助金を財源とした子育て支援策や県民所得の向上を主張した。

今年2月4日に行われた名護市長選では、普天間飛行場の移設計画が争点となったが、自民・公明・維新が推薦する渡具知武豊氏が、経済振興策を前面に押し出し、翁長知事が全面支援した現職の稲嶺進氏を破り当選した。そして、翁長前知事が8月に急逝したこともあり、オール沖縄は県知事選挙の候補者の選定等、準備不足も心配される状況であった。しかし、玉城氏が翁長前知事の後継者として出馬することで、オール沖縄は無事に候補者を絞ることができた。

辺野古の新基地建設をめぐるのは、翁長前知事が埋め立て承認を撤回する意向を今年7月下旬に表明しており、沖縄県は今年8月31日に辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回する通知書を沖縄防衛局に交付した。それによって移設工事が中断することになり、沖縄県と国の対立構造がより明確になった状況での今回の県知事選挙となった。今後、国は、撤回の効力を止める執行停止などを裁判所に求める法的対抗措置を検討しており、国と県は再び法廷闘争に入ることになる。当然ながら、玉城氏が当選した県知事選挙を終えても、まだ辺野古新基地問題が解決するわけではないので、今後も引き続き、辺野古新基地建設をめぐる、法的にも社会的にも監視と行動が重要となる。



沖縄の負担を減らす責任

旬報法律事務所 早田由布子

「俺たちはいつまで沖縄にぺこぺこしなきゃいけないんだろな」

数年前、居酒屋で飲み仲間の男性から言われた言葉です。私たちが直接対話する機会は多くないかもしれませんが、けっして少なくはない声です。こうした声に対して、私たちはどれだけ説得の声を返してきたでしょうか。

9月19日、有楽町駅前で行われた街頭宣伝に、短時間でしたが参加しました。沖縄県知事選挙に向けて、辺野古新基地建設反対を訴える玉城デニーさんを応援したいと思いつつ、具体的な行動になかなか出られない中で、参加することができ大変うれしく思いました。



そして、9月30日の県知事選挙で、玉城デニーさんが見事当選を果たされました。

しかし、安倍政権が強硬姿勢を見せる中、辺野古をめぐる情勢は明るいわけではありません。国と対峙する役割を沖縄に負わせてしまっている現状で、冒頭のような声もまた沖縄にとって大きな負担になっています。東京にいる私たちの役割は、冒頭のような声に対し、まずはひとつひとつ説得を返していくことです。この街頭宣伝をきっかけに、東京にいてできることを改めて考えました。

新宿区 公園利用規制問題

新宿区の公園使用規制問題について、この間のとりくみ

東京法律事務所 金田健太郎

新宿区が「デモの出発地として使用できる公園の基準」を変更し、4カ所から1カ所に制限をしたことが、憲法の保障する「表現の自由」を侵すものとして、その撤回を求めて弁護士・学者・区民・区議会議員の4者共同で9月19日にシンポジウムを開き、200名の参加を得ました。

冒頭、各政党からの挨拶があり、立憲民主党は小川敏夫参議院議員、共産党は宮本徹衆議院議員、社民党は河野達男区議会議員、自由党は山本太郎参議院議員のメッセージを野沢哲夫さんが代読しました。

基調講演は首都大学東京教授の木村草太教授。「表現の自由」とは何かについてお話をいただき、「表現の自由」を制限するには高いハードルを越えなければ出来ないことになっていて、4つの要件（①規制しようとする目的の正当性、②目的の相当性、③目的と手段との関連性、④より制限的でない手段のないこと）を示されました。新宿区に行っていることは、制限する要件にはあたらないということが良くわかりました。

二部のパネルディスカッションは、労働組合（新宿区労連岡村事務局長）、地方自治専門の学者（早稲田大学の小原教授）、区議会議員（共産党のあざみ区議）がパネリストとなって、進行役（立憲民主党の三雲区議・弁護士）からの質問に答え、それに木村教授がコメントする形で行われました。会場からの質問で、「デモをするなら公園にこだわらなくても出来るのでは？」というのがありましたが、木村教授は「日本の都市計画はデモや集会が出来るような広場を作らないから、事実上は公園くらいしかないのでは？」と、労働組合の岡村さんも「本来はどこでもデモは出来るけど、先輩たちは頑張ってきたけど、デモの申請に行くと、警察は公園を押さえてないと認めない。」と発言されました。様々な立場の方から、幅広い観点でデモや「表現の自由」について語られ、有意義なディスカッションになりました。



～今後の取り組み～

○弁護士・学者の共同アピール

現在、共同アピールの賛同人を集めており、もうじき100名に届きそうです。10月9日までに記者会見を行う予定です。

○陳情署名

公園使用基準見直しの撤回とヘイトスピーチ対策を求めて陳情を新宿区議会に提出しており、公園使用は環境建設委員会、ヘイトスピーチ対策は総務区民委員会に付託されています。10月10日の午前10時にそれぞれの委員会で審査される予定で、そこまでに2500筆を目標に陳情署名に取り組んでいます。

○10.7新宿アピールデモ

7月31日に引き続き、この問題でのアピールデモを新宿中央公園で行います。今支部ニュースにチラシを同封しておりますので、ご覧下さい。

このように様々な取り組みを行っていますが、来月11日の新宿区長選がヤマ場になります。その情勢については次号で報告いたします。

新宿区議会傍聴記～デモ出発地としての区立公園の利用規制について～

東京法律事務所 平井 哲史

新宿区によるデモ出発地として利用できる公園の基準の見直しについての続報になります。

区の措置に対し、表現の自由に対する過度の制約になる、地方自治法違反じゃないかなど多くの批判がメディアで表明され、団東京支部、自由人権協会に次いで、東京弁護士会（会員数約8300名）

と第二東京弁護士会（同 5400 名）からも、7月に、憲法違反ないしそのおそれを指摘して基準の見直しの撤回を求める会長声明が出されました。ここまでは既報。

その後、新宿区内で、9月議会に対して、デモ規制はやめて、ヘイトスピーチこそ規制して、と2つの陳情が提出されています。

これを受けて区が態度を転換するのかが注目される9月議会ですが、21日、区議会の傍聴に行ってきましたので、やりとりの概要と感想を報告します。

1 デモ出発地としての公園の利用は本来の目的外の使用態様なのか

区長は、デモ出発地としての公園の利用について、「目的外使用」だと主張しています（たとえば、「新宿区長 吉住健一公式ホームページ」の「ごあいさつ」）。

しかし、皇居外苑使用不許可事件最高裁判決（S28.12.23）は、「国民が同公園に集合しその広場を利用することは、一応同公園が公共の用に供せられている目的に副う使用の範囲内のことであると述べており、集会のために公園を利用することは公園の利用形態の一つであることは明白です。これを「目的外使用」だという前記の区長の発言は、あたかもデモのための利用は保護に値しないとわんがためのもものと読めるものでした。

このため、共産・佐藤佳一議員が確認をしたところ、区は、公園は本来は憩いの場であり、デモ出発地としての利用は特別な利用法だと答弁しつつも、公園の利用形態の一つであることは認めました。となれば、他の公園利用者とのバランスから利用制限を受けることはあっても、徒に制限を受ける理由はないこととなります。

2 「公衆の公園利用に支障を及ぼす」場合とは

新宿区立公園条例第3条は、公園で宣伝的行為をする場合は区長の許可を要するとし、区長は、「公衆の公園の利用に支障を及ぼさない」と認める場合には利用を許可することとしています。

この「支障」の内容はなにかを佐藤議員がただしたところ、区は、公園の面積が広くないところでデモ出発地としての占有使用を認めると、他の公園利用者が利用できなくなるので、そのことを指しているという答弁をしました。

3 要件にあてはまらない事項を考慮した？

では、今回、どのようなことを考慮して利用できる公園を1か所に絞り込んだのか、なぜ利用できなくされた3公園（柏木公園、花園西公園、西戸山公園）についてデモ出発地としての利用を認めると「公衆の公園利用に支障を及ぼす」事態となると考えたのか、が問題になります。

この点について、佐藤区議が、どのようなことを考慮したのかを尋ねたのに対し、区は、公園の占有の状態に加え、近隣住民の静穏な環境保持の観点から周辺環境も考慮した旨答弁しました。

これにはちょっと驚きました。区によれば、「公衆の公園の利用に支障を及ぼす」かどうかは、デモ出発地として利用するときの公園の占有使用状態を見て判断するということですから、公園の規模・面積とデモ参加予定人数が考慮の対象となるはずですが、従前の基準も、デモの参加予定人数に関係なく使える公園を予め4か所に制限しており、これ自体が実際には支障のないデモ出発地としての利用も制限するものとなっていたと思いますが、今回、そうした物理的な考慮要素のほかに、「周辺環境」も考慮したということです。これは、区が「支障」の有無にあたって考慮することとしていること以外のことを考慮したということになります。「これは行政が条例から逸脱して独自の基準を持ち込んだことになるのではないのでしょうか。非常に重大な答弁だと思いました。

4 1か所に絞込むことは区長の裁量なのか！？

議会が始まる前、区は、デモ出発地として利用できる公園の基準を定めることは区長の裁量で

きる旨法律家から助言をもらっていると言っていました。

これについて、誰から、どのように聞いたのかを佐藤議員がただしたところ、区は、法律相談を委託している弁護士に総務課長が相談に行き、聞いてきた旨答弁しました。

ところが、です。どんな説明だったのかとの質問に対する区の答弁によると、相談を受けた弁護士は、条例第3条において、デモ出発地としての公園の利用は区長の許可を必要としており、その区長の許可は、「公衆の公園の利用に支障を及ぼさない」と認めるときにできる、としていることから区長の裁量が広い、という指摘はしたものの、基準を定めるにあたっては客観的な事実、合理的な理由に基づき基準を定めるべきとアドバイスしたらしいです（このニュアンスは議事録で確認をする必要がありますが。）。ということは、相談を受けた弁護士はフリーハンドで区長が基準を自由に決められるとは言っていないこととなります。

もし弁護士のアドバイスが区の説明と違っていれば、区は、弁護士のアドバイスを曲解して弁明に利用したこととなります。

5 公園を利用できなくするやむを得ない必要性があるのか

(1) 最高裁の示す判断枠組①＝管理権の行使は自由裁量ではない

ところで、前掲の皇居外苑使用不許可事件の最高裁判決は次のように指摘して、許可権者の権限は自由裁量ではないと指摘しています。

「公共福祉用財産をいかなる態様及び程度において国民に利用せしめるかは右管理権の内容であるが、勿論その利用の許否は、その利用が公共福祉用財産の、公共の用に供せられる目的に副うものである限り、管理権者の単なる自由裁量に属するものではなく、管理権者は、当該公共福祉用財産の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、若しその行使を誤り、国民の利用を妨げるにおいては、違法たるを免れないと解さなければならない。」

したがって、公共福祉用財産である公園の利用の許否については、誰もが利用できるという公園の種類、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正に判断をしなくてははいけません。それを、申請されたデモの態様や予定参加人数等と公園の場所や規模等を対比して検討するのではなく予め一律に制限を設けること自体が表現の自由に対する過度の制限ではないかと思われませんが、その点において一応基準を設けるのだとしても、それは適正な範囲にする必要があります。

(2) 最高裁の示す判断枠組②＝公共施設の使用不許可は、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られる

そして、公共施設の利用に関して、不許可とできる場合については、泉佐野市民会館事件最高裁（H7.3.7）が次のように指摘しています。

- ①「これらの点からみて利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否し得るのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるものというべきであり、このような場合には、その危険を回避し、防止するために、その施設における集会の開催が必要かつ合理的な範囲で制限を受けることがあるといわなければならない。そして、右の制限が必要かつ合理的なものとして肯認されるかどうかは、基本的には、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容や侵害の発生の危険性の程度等を較量して決せられるべきものである。」

- ②「このような較量をするに当たっては、集会の自由の制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない。」
- ③「公の秩序をみだすおそれがある場合」という使用不許可事由は、「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、前記各大法廷判決の趣旨によれば、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。」
- ④「そして、右事由の存在を肯認することができるのは、そのような事態の発生が許可権者の主観により予測されるだけではなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならないことはいうまでもない。」

(3) 規制の合理的根拠はあるのか

長々と最高裁の判断枠組を引用しましたが、今回の基準見直しに果たして根拠となる事実はあるでしょうか。

この点、区は、公園周辺町会及び商店会から頻発するデモによる周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、デモを制限してほしいとの要望を受けたことを挙げていましたが、何件あったのかを佐藤議員がただすと、2018年4月から4回の申し入れがあったとのことでした。この申し入れがあった公園は、はっきりと聞き取れませんでした。柏木公園と花園西公園で、それぞれ4回あったかは不明で、西戸山公園と新宿中央公園についてはありませんでした。また、申し入れがあった2つの公園についても、交通規制や聞くに堪えない罵声が飛び交うデモはやめてほしいという内容であり、これはヘイトデモのことをうかがわせます。そして、ヘイトデモ以外のデモで苦情があるのかについてははっきりと聞き取れませんでした。区は明確な回答を避けていたようです。

ですが、これでは今回の基準の見直しを裏付ける事実があったとは言えません。

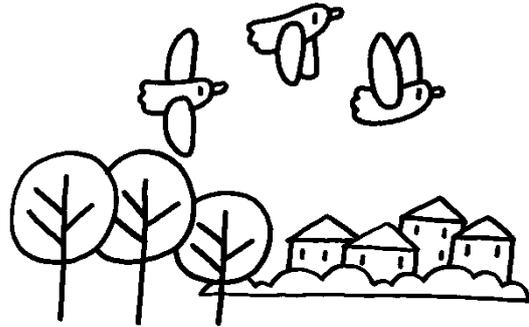
第1に、新宿中央公園だけでなく、西戸山公園も近隣からの苦情が1件もないというのですから、同公園をデモ出発地としての利用に供するのを制約する根拠事実はありません。この点、区は、他を制約すればデモが集中するので近隣に影響することは容易に予想できると開き直っていましたが、これは単なる予想であって、近隣住民の平穏な生活を脅かす明らかな差し迫った危険が具体的にあるとはとうてい言えないでしょう。

第2に、柏木公園でも花園西公園でも近隣住民から苦情として出ていたのは罵声の飛び交うヘイトデモについてであり、他の平穏なデモを規制する理由にはなりません。また、2017年中におこなわれたデモ77件のうち、ヘイトデモは13件だったということですから、ヘイトデモ対策としてその他の8割ものデモもできなくする根拠にはならないでしょう。

第3に、区は、申請段階ではヘイトデモかどうか見分けがつかないからしょうがないとも言っていますが、ヘイトスピーチ解消法の趣旨に反することを行わないことを利用申請時に求めるようにしていると答弁していました。そうであれば、公園の利用にあたって区は条件を付すことができるわけですから、ヘイトスピーチをおこなわないことを条件にし、同意を求めるようにすれば、最初から真意を秘匿してこの許可条件を破ろうと考えている団体が申請するのでない限りは、柏木公園や花園西公園においてもヘイトデモはおこなわれず、利用できる公園を規制してデモ自体をできなくしてしまう必要性はないことになります。

6 公園の利用規制ではなく、本来なすべきヘイト対策を

21日の区議会では、区長は、東京都がヘイトスピーチ対策の条例を検討するので、それに歩調を合わせて新宿でもやるというような答弁をしたようですし、ここへきてようやく重い腰をあげて住民の要求に沿ったヘイト対策を始めようとしているものとしてこれは評価すべきだと思います。ですが、そうであれば、ヘイトデモが引き起こした問題は、このヘイト対策で解消をはかることにし、その他多くの平穏なデモを抑制することになる利用できる公園の基準の見直しは撤回をすべきでしょう。1回実施してしまったからすぐに撤回するのはかっこうわるいとか考えているのであれば、それは住民の上に自分を置く態度であり、長としてふさわしいとは言えません。引き続き区民の皆様と表現の自由を守れと声をあげる区外の皆様とともに区に不法・不合理な基準の撤回を求めて運動を強めていく予定です。



CAD科再任用拒否事件 解決の報告

三多摩法律事務所 平 和元

東京都の職業能力開発センターでCAD製図科の非常勤講師として40年以上勤務していた中嶋ら3名が、CAD製図科が民間委託されたことを理由として2015年4月に雇止めになった。非常勤講師は期間1年の任用であるが、従来意に反する更新拒否は行わないことが労使の交渉で確認されてきたにもかかわらず今回都はこれまでの慣行を無視して「任用は都知事の専権であるから、労使協議・労使慣行・内部選考による任用はない」などと主張し雇止めにしてきた。

非常勤公務員の雇い止めについてはこれまで「任用論」の厚い壁があり判決や労働委員会の命令で職場復帰を果たすことは非常に困難とされてきた。しかし中嶋らはその雇止めは不当労働行為であり、違法であるとして都労委申立と訴訟提起して闘い、1名は任用で、2名は嘱託として職場復帰勝ち取った事件の報告です。

都労委申立は2015年5月12日、申立人は東京公務公共一般労組労働組合（中央執行委員長中嶋祥子）です。公務公共一般労組は労働基本権が制限された東京都や区市の職員の中で地公法3条3項3号の特別職（地公法の労働基本権の制限がない）として位置づけられる非常勤の職員を中心に組織し、団交・争議権が保障されていることから、これまで中野区保育園事件も含めていろいろな活動で東京都や区市に対し権利を認めさせてきた。中



野保育園事件においては再任用については棄却されたが任用に対する期待権はあると認定させた(2007年11月東京高裁判決)。ところが都はこの判決が出た直後この期待権を奪うために任用の更新は4回限りと要綱を変え、組合はこの要綱の問題点を指摘して都労委へ申立し、「公務員の任用に関する事項は管理運営事項であり、団交応諾義務はない」と主張する都の主張を打ち破り、2014(平成26)年2月に「任用の更新や次年度の労働条件も義務的団交事項」とする最高最判決を勝ち取った。するとその年、都はこの判決を勝ち取った組合加盟の消費生活相談員たちを特別職から地公法17条の一般職とし、公務公共一般の組合員と共に活動する権利と機会を奪い、次の狙いとして、一般職化できず特別職として残った非常勤講師である中嶋らの所属するCAD科の廃科し民間委託に名を借り、2015年4月にCAD科の非常勤職員31名の雇い止めを行い、原告らの排除が強行されたものです。

和解協議に至った契機

「任用論」を突き崩すための複数の学者の意見も聞いた。しかし裁判所は歯牙にもかけない。難局を打破する方法はないか。職業訓練校は憲法13条の幸福追求権を保障したもので学習権を保障するためという千葉大名誉教授依田先生の考えを聞き、民間委託するための根拠法である職業能力開発促進法15条の7第3項「職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を実施するために必要があるとき」の要件が満たされたときに限り民間委託ができるということも知った。

本件民間委託は法の趣旨に反し、民間委託して定員を半減するという真逆のことまでした違法なものである、やり方も強引であり、その結果も失敗であった事実を具体的に明らかにしていった。このこ



ろから団交の場における都の対応に変化が出始め、実質的に3名を職場に戻す方向での話しが進み出した。裁判においても今年2月22日に結審したが、和解協議が続けられ、都労委においても強く和解が進められ、ついに9月27日、1名は公簿によらず任用され、2名は委嘱であるが、職場に戻り、将来の指針となる協定締結され、組合として確固たる足場が守られた。さらには民間委託されたCAD科を直営に戻せという運動に発展している。(弁護団は平、後藤寛、山添健之、萩尾健太、三澤麻衣子、青龍美和子)

今市事件の控訴審判決

東京合同法律事務所 横山 雅

今市事件の控訴審判決が、2018年8月3日に言い渡されました。

報道されていますとおり、結論は原判決は破棄されたものの、無期懲役の有罪判決でした。原判決が破棄されたのは、一審からの訴因であった自白された日時を犯行時間とし遺棄現場である山林を犯行現場とする主位的訴因が認定できず、控訴審から追加した犯行時刻と犯行現場を拵げた予備的訴因により有罪とされたためです。

判決日に即日上告し、現在は、上告趣意書を作成しているところです。

以下、判決の概要を述べたいと思います。

控訴審判決は、間接事実のみで勝又さんを犯人と認定できると判断しました。

母親に宛てた謝罪の手紙（こんなことになってしまったが、お母さんは悪くないという趣旨が書かれた手紙）の推認力を極めて強いものと認定し、遺棄現場から直線距離にして約 40 キロメートル離れた N システムの通行記録を次に推認力のある間接事実として認定し、その他の間接事実（勝又さんの飼い猫と遺体に付着した猫の毛のミトコンドリア DNA 型の一致等）は、犯人であることと矛盾しないというレベルでの認定にとどめながら、間接事実を総合すれば犯人であると認定できるというのが控訴審判決の認定でした。

一審判決は猫の毛のミトコンドリア DNA 型を控訴審判決よりも重視する一方、謝罪の手紙については多義的解釈が可能で、間接事実のみでは犯人とは言えないという認定だったため、控訴審判決は、極めて手紙を重く見て犯人性を認定したことになります。

控訴審判決は自白について、殺害犯人を自認する部分を超えた犯行状況等の供述は信用性がないとしました。この評価がこの判決の中でもっとも私が個人的に納得の行っていない部分になります。控訴審判決は自白をこのように評価した理由として、より大きな刑事責任を免れるための虚偽供述と認定していますが、そもそも勝又さんの当初の自白は単なる殺人のみの自白ではなく強姦を含んだ自白でしたが、客観的に強姦の形跡がなかったため猥褻行為に修正された自白になっていったという経緯があります。強姦殺人を自白していたにもかかわらず、その点は何らの評価もせずにより大きな刑責を免れるための虚偽自白というものを具体的な証拠による認定もなしに一方向的に認定した控訴審の判断に全く納得がいていません。

なお、取調べの録音録画については、実質証拠としては利用しない旨の公判前整理手続等の経過がありながら、供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された被告人の供述態度等から、直接的に被告人の犯人性の事実認定を行ったことは刑法 317 条に違反するという認定でした。

以上、紙幅の関係で概要のみにとどまりますが、何とか上告審で勝又さんの雪冤を叶えたいと考えております。東京支部の皆様には多大なる援助をいただき本当に感謝をしております。何とか上告審で覆したいと考えておりますので、引き続きご支援をいただければ幸いです。

あすわか改憲4項目チラシ活用のお願い

あすわか事務局長 早田由布子

自民党総裁選において、安倍晋三氏が三選を果たしました。安倍氏は総裁選後、早速、「いよいよ憲法改正に取り組む」と発言し、今年の臨時国会で改憲案を提出することを目標にしています。

現在、提出が見込まれている改憲案は、今年 3 月の自民党大会を前に公表された、いわゆる「改憲 4 項目」です。しかし、私たちが憲法カフェの活動をしている、「改憲 4 項目」は何で、どういう問題があるのか、まったく知られていません。最も知られている「自衛隊明記」も、「自衛隊を憲法に書き込む」というお題目以上のことは知られていないのが現状です。

あすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）は、今年 5 月、自民党改憲 4 項目の問題を広く知ってもらうためのチラシを発行しました（A4 両面カラー）。あすわかこれまでのチラシと同じく、イラストを多用して親しみやすいものになっています。すでにご利用いただいている団員・事務所もお

られますが、安倍氏三選を経て改憲をめぐる情勢はますます厳しくなっています。今号の支部ニュースにサンプルを入れていただきました。ぜひ広くご活用いただくようお願いいたします。

代金 100枚 1000円+送料

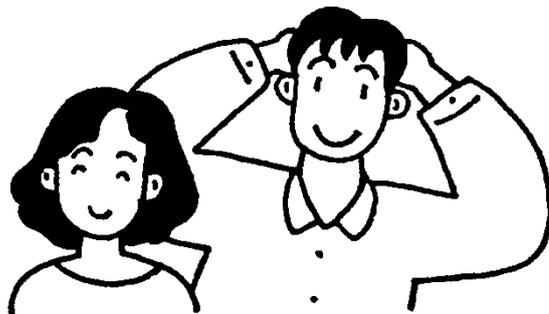
送料 200枚まで 360円、300枚以上宅急便着払い

支払方法 銀行振込（同封する御請求書に振込先を記載いたします）

申込方法

①送付先氏名、②住所、③電話番号、④枚数（100枚単位）を書いて、あすわか事務局までメールでお申し込みください。

メール：peaceloving.lawyer@gmail.com



はじめまして～新入団員自己紹介

練馬・市民と子ども法律事務所 下里 大介

1 はじめに

はじめまして。2016年に東京弁護士会に弁護士登録をしました69期の下里大介と申します。

2017年に練馬・市民と子ども法律事務所に入所いたしました。現在弁護士として、1年9カ月ですが、一般的な民事事件、刑事事件、少年事件など様々な事件を経験いたしました。また、事務所の特徴である子供の事件、具体的にはいじめ問題などにも取り組んできました。

2 弁護士を志した理由

私は、高校生ごろから漠然とではありましたが、弁護士になりたいと思っていました。大学に入学後、個別指導塾の塾の講師のアルバイトをはじめ、そこから約10年間司法修習が始まるまで続けたので延べ人数では500人ほどの子供たちを授業したと思います。そこで様々な子供たちと触れ合いました。中学1年生からいじめられ不登校になってしまい、中学3年生になるまで英語を勉強したことがなく学校に行くことは出来ないけれども勉強をしたくて入塾した子、喧嘩に明け暮れて保護観察がついてしまったものの、将来の夢を見つけたことから小学高学年の国語の授業をやりなして、宿題が難しいと笑いながら報告する中学3年生など、様々な子供たちに出会いました。本当にそこで出会った子供たちの笑顔は素晴らしいものでした。

そのような子供たちと接する中で、私はたかだか10数年の人生において少し躓いてしまっただけで一生の枷を負わせられるのは間違っている、子供たちは、未来そのものであり何度でもやり直すことができるのではないか、と考えるようになりました。そして、弁護士として子供たちのために何かできないか、子供たちの笑顔を守る活動はできることはないかと考え、弁護士になってからも様々な分野の子供の人権について考えようと思いました。

3 今後の抱負

現在、子供を取り巻く状況としては、いじめ問題、教育問題、貧困問題など様々な解決しなければ

ならない問題があり、自由法曹団の一員として、そのような活動についても取り組んでいきたいと考えています。

また、弁護士になってから、自由法曹団の先輩と食事をする機会があり、その際に原発被害弁護団に誘われ、現在その活動を行っています。もともと、原発の問題については当然認識をしていましたが、それほど興味があったわけではありませんでした。

しかし、私が加入したときには、すでに震災から6年経過していましたが、被害者の救済は全く十分にはなされておらずそのような現状に大変驚きました。さらに、実際に原告の方を担当し現地に赴いた際には、周りの住民のほとんどが帰還しておらず、原告の方の自宅から見る周りの景色があまりにも暗かったことに衝撃を覚えました。原告の方からすれば長年慣れ親しんだ故郷は以前とは全く違うものになってしまったのだらうと感じました。

私は生まれも育ちも神奈川県三浦市であり、隣の横須賀には米軍の原子力空母が入ることが話題になることも多く、もし、事故が起きれば私自身も故郷を失う当事者になることを考えるとその恐ろしさは想像を絶するものでした。

今後も子供の人権及び原発問題については、自由法曹団の読先輩方と力を合わせ、また、様々なことを教えてもらいながら、取り組んでいきたいと思います。



9月幹事会決議

沖縄県知事選挙での玉城デニー候補の当選のため全力で支援する決議

9月13日告示、30日投票で沖縄県知事選挙がたたかわれている。オール沖縄の候補で翁長知事の遺志を受け継ぐ玉城デニー氏と、安倍政権丸抱えの佐喜真淳氏の激烈なたたかひとなっている。

翁長雄志前知事は、①名護市辺野古の新基地建設阻止、②米軍普天間飛行場の県外・国外移設、③米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備撤回を掲げ、④日米地位協定の抜本改定を求め独自の改定案をまとめ国に要請するなど、就任以来、名護市辺野古の新基地建設阻止を県政運営の柱に据えてきた。今年7月27日には辺野古の埋め立て承認を撤回する方針を示し、その手続きに入った直後、志半ばで逝去した。

オール沖縄が支援する玉城デニー候補は、「新時代沖縄」を実現するため「翁長知事の遺志を引き継ぎ、辺野古新基地阻止を貫徹する立場」を貫徹し、埋め立て承認を撤回した翁長県政をしっかり引き継ぐことを表明している。また、子どもの貧困対策を最重要政策と位置づけ保育無償化を掲げ、政権とのパイプに頼る県政を否定してきた翁長知事の政策を受け継ぐことを明らかにしている。

一方、自民公明維新の支援を受ける佐喜真候補は、これまでに開催された公開討論会において、学校給食・保育料・子ども医療費の無償化などで幻惑し、辺野古新基地建設問題には全く触れず、埋め立て承認の撤回にも言及するなど、徹底した争点隠しを行っており、名護市辺野古の新基地建設阻止を

県政運営の柱に据え、厳しく安倍政権と対峙してきた翁長県政を承継できる候補者ではない。

今回の知事選挙では、いうまでもなく翁長前知事が示した埋め立ての承認撤回を通じて辺野古新基地建設を止めるか否かが最大の争点であり、安倍政権が推し進める辺野古新基地建設を阻止できるかの分水嶺となる選挙である。

翁長前知事の新基地を許さない一貫した政治姿勢は県民に広く支持されてきた。また、これまでの沖縄県内の選挙、住民投票で示されてきた県民世論も新基地建設に反対してきた。最期まで新基地建設阻止を貫いた翁長知事の壮絶な最期に対する県民の共感が広がり、新基地建設反対の世論は広がり続けている。県民世論を実現し、辺野古新基地建設阻止のためには玉城デニー候補の勝利が不可欠である。

自由法曹団東京支部は、2017年に沖縄調査団を派遣するなど辺野古新基地建設阻止のため沖縄県民と連帯して活動してきた。今回の沖縄県知事選の結果は、辺野古新基地建設阻止の実現だけでなく、安倍9条改憲の動向に直結し、玉城デニー候補の勝利は、安倍9条改憲の策謀に痛打を与えることになる。

私たちは、辺野古新基地建設阻止の実現、安倍9条改憲阻止のために玉城デニー候補を当選させるべく全力で支援する決意を表明する。

2019年9月19日
自由法曹団東京支部幹事会

オスプレイの米軍横田基地への正式配備に抗議する

日本政府は、2018年8月22日、米空軍特殊作戦部隊のCV-22 オスプレイ5機が同年10月1日に米軍横田基地に正式配備されることを発表した。

米軍横田基地へのCV-22 オスプレイの配備については、当初、2017年中に3機を配備するとされていた計画が、2019年10月～2020年9月に延期されたにもかかわらず、2018年4月3日、突如配備前倒しが公表され、5機が初飛来してから約5ヶ月の間離着陸が繰り返され、事実上の配備状態が続いているところであった。

オスプレイは、垂直離着陸と高速・航続距離の長さを特徴とし、敵地の強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする機体である。このような特殊攻撃の機体を米軍横田基地へ配備することは、同基地を日米共同の特殊作戦や海外侵略の最前線基地とすることにほかならない。日本国民の事前の了承のないままの米軍横田基地へのオスプレイ正式配備の強行は、米国の軍事優先主義と軌を一にするものであり、厳しく批判されなければならない。

これまでもオスプレイは、世界各地でたびたび重大な事故を起こしており、2016年12月13日、沖縄普天間基地所属の機体が名護市安部の海岸に墜落、大破する事故を起こし、2017年8月にも同基地所属の機体がオーストラリア東部クイーンズランド州沖合の海上に墜落、2018年8月14日には同基地所属の機体が奄美空港と米軍嘉手納基地に相次いで緊急着陸している。その原因も解明されないまま、横田基地へのオスプレイ正式配備を強行することは、国民生活の安全よりも米軍支配を優先するものであり、このような日本政府の姿勢は米軍による支配に服従する姿勢であり断じて容認することはできない。

東京地方裁判所立川支部は、昨年10月11日あらためて横田基地周辺に居住する住民について、米軍機騒音による被害の発生を認定し、国に対して損害賠償の支払いを命じている。にもかかわらず、

死亡事故を繰り返し、安全性に疑問があるオスプレイの正式配備を強行することは、基地騒音被害の根絶、国民の生命と安全、平穏な暮らしを求める国民の希望を踏みにじるものである。

この間、2018年4月27日には、金正恩朝鮮労働党委員長と文在寅大統領による南北首脳会談が板門店で開催され、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」が合意され、同年6月12日には史上初の米朝首脳会談が開催され、両首脳が署名した共同宣言では米朝両国が「平和と繁栄を望む両国民の願いに従って新しい米朝関係を樹立」し、「朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築する」ことが約束された。同年9月19日、平壤で行なわれた南北首脳会談では、朝鮮半島の非核化に向けたミサイル実験場の永久的廃棄などを盛り込んだ「9月平壤共同宣言」に両首脳が署名し、南北が地上、海上、空中をはじめとする全ての空間において、軍事的緊張と衝突の根源となる相手に対する一切の敵対行為を全面中止することが明記された「板門店宣言軍事分野履行合意書」が締結された。こうした平和的な情勢の変化は、政府の主張してきたオスプレイ配備の必要性が失われていることを意味している。今回のオスプレイ正式配備の強行は東アジア地域の平和体制構築の流れに逆行するものであり断じて許されるものではない。

私たちは、日本国憲法9条・前文が定める国際協調主義に基づく平和主義の原則を堅持する見地から、米軍横田基地へのオスプレイ正式配備の強行に抗議し、日米両政府に対し、横田基地へのオスプレイ配備の撤回を求める次第である。

2018年9月19日
自由法曹団東京支部幹事会

9月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・3回目の南北首脳会談(9/18~19)、北朝鮮の非核化の進展が焦点。金正恩氏は朝鮮戦争終結宣言の宣布を要求。米の先制核攻撃を警戒。4月の板門店宣言(朝鮮半島の完全な非核化、年内の終戦宣言)の具体化が目的。
- ・米、対中制裁関税さらに強化(9/17) 約22兆円相当の輸入品に制裁関税を表明。世界景気の最大のリスク要因に。

イ 国内情勢

- ・自民党総裁選。9月20日投開票。安倍3選も。党員支持安倍55%、石破34%(9/5共同通信)。石破200票(37%)獲得するかが焦点。党憲法改正案次期国会提出賛成48.2%、反対37.5%。
- ・船田元憲法改正推進本部長代行、安倍発言に「大変憂慮している」「与党の賛成だけでは発議すれば国民の反発を買う」「国民投票で否決される可能性は十分ある」(9/14)
- ・海自潜水艦が南シナ海で訓練を初公表。中国けん制。(9/17)
- ・流動的な情勢。安倍が総裁選後、臨時国会に憲法改正原案を提出することを明言したが総裁選の結果も影響を与えるだろう。

2 憲法

ア 情勢

- ・安倍総裁選所信表明演説(9/10)、「憲法に日本の平和と独立を守ることと自衛隊を明記、秋の

臨時国会に党改正案提出を目指す」

- ・山口公明代表「憲法改正がどういう優先度かは冷静に見るべきだ」(9/8)
- イ 3000万署名(団支部目標50000筆)をやりきるための取り組みをどうすすめるか。
 - ・現在約32000筆 早急に4万到達を目指す
 - 団本部としては継続して集めることが確認、支部としても目標達成に向けて取り組みを継続。
- ウ 多様な活動(頭を使った活動)
 - ・支部独自の宣伝物「今の自衛隊って何者?(仮)」の発行準備
 - 自衛隊の実態にフォーカスする。災害救助が本来任務ではなくあくまで軍事組織であることを明らかにするリーフ、自衛隊を憲法に明記すること危険性を訴える
 - =団総会で参加者にサンプルを配布し、希望者に頒布できるように。

3 都政問題

- ア 新宿区立公園デモ規制指針問題
- イ オスプレイ米軍横田基地配備 10月1日5機正式配備
 - ・2024年頃までにCV22を10機まで増備。佐賀空港に陸自がMV22を17機配備予定
 - 日本のどこにもオスプレイは要らない取り組みの強化
- ウ 第3回都議会定例会(9/19~10/5)
 - 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(新設)」について

4 支部運営

- ア HPの改善、SNS活用を利用した発信について
- イ ハラスメント対策PTを設置
 - 19年2月総会までにセクハラガイドライン、相談窓口、対応機関の設置に向けて準備を進める
 - パワハラ、レイシズムも対象に加えるかを含めPT内で協議する。
- ウ 若手対策PTを設置 若手スキルアップ学習会や若手団員の興味関心にこたえる企画を準備

《当面の日程》

【安倍9条改憲NO!安倍政権退陣!10.19国会議員会館前行動】

日時:10月19日(金)18:30~ 場所:衆議院第二議員会館前

共催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会,安倍9条改憲NO!全国市民アクション

【横田基地にオスプレイはいらない 10・27 東京大集会】

日時:10月27日(土)午後1時30分開会

場所:福生市・多摩川中央公園(JR青梅線「牛浜駅」より徒歩12分)

主催:オスプレイ反対東京連絡会

【止めよう!改憲発議—この憲法で未来をつくる 11・3 国会前大行動—】

日時:11月3日(土)14:00~15:30(13:30~オープニング)

場所:国会正門前を中心に

主催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律1年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL：03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03 (3593) 5112

(S)13-08976、平成25年11月11日